

『市民税・県民税申告の出張相談』

回 覧

平成27年度の市民税・県民税申告の出張相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

(前橋市役所 市民税課)

会 場	南橋市民サービスセンター ホール
日 時	平成27年2月26日(木) 午前9時30分～午後4時まで

※整理券の配付は、当日の午前8時30分から会場の入り口で行います。

◎お待ちいただく時間を短くするため、下記の割振りにご協力をお願いします。

午 前	上細井町 下細井町 北代田町 下小出町 上小出町 龍蔵寺町 青柳町
午 後	荒牧町 日輪寺町 川端町 田口町 関根町 川原町 南橋町

◎なお、ご都合により、当日相談できない方は、下記会場へおいでください。

期 日	平成27年2月16日(月)～3月16日(月)の平日、及び3月1日(日)
会 場	前橋市役所 市民税課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所

※平成27年2月22日(日)は、前橋市役所 市民税課 のみで受付を行います。

◎市・県民税の申告が必要な方

* 今年1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方

ア) 給与・公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、配当など)がある

イ) 年末調整をした給与所得以外の所得金額が20万円以下

ウ) 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、その他各種控除の申告をする

エ) 昨年、勤務先を退職された後、再就職をしていない

オ) 勤務先から前橋市に給与支払報告書が提出されない

カ) 昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税務上の扶養になっていない

キ) 公的な遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ

ク) 他市町村に居住している方の、税務上の扶養になっている

など

上記に該当する方でも、所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

公的年金等の受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、医療費控除等で還付申告を受ける方を除き所得税の確定申告は必要ありません。

しかし、以下の場合は市県民税の申告が必要です。

* 公的年金等の源泉徴収票に記載されている扶養親族や社会保険料の他に、所得控除額(生命保険料、医療費や扶養控除の追加など)がある

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある

問い合わせ先：前橋市役所 市民税課 電話 898-6214 または 898-6203(直通)